

みつば小学校複合遊具設置業務 要求水準書

1 趣旨

本要求水準書（以下「水準書」という。）は、みつば小学校複合遊具設置業務（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の企画提案者に求める提案条件となる要求水準を示すものであり、本プロポーザルの企画提案者は、水準書に記載された事項を満たしたうえで、本業務に係る提案を行うことができる。また、本工事の契約を締結した候補者（以下「受注者」という。）は、本業務が完了するまでの間、水準書を遵守しなければならない。

2 業務内容

- (1) 遊具等の整備に係る設計図書の作成
- (2) 遊戯施設（複合遊具等）設置工事 1 式
- (3) 遊戯周辺施設設置工事 1 式

※必要な建築確認申請の手続きを含む。

※限度額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

3 整備の基本方針

みつば小学校は3校が統合された学校であり、その象徴となるよう様々な年齢の子ども達が中央部に集まることができるスペースがあり、将来にわたり学校のシンボルとなる複合遊具を設置することを基本的な方針とする。

4 共通事項

(1) 提案限度額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 履行場所

みつば小学校校庭（瀬戸市八幡台3丁目1番地）

※8 提供資料 (1) 案内図、配置図を参照。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年2月16日（火）まで

5 要求水準

(1) 実施設計

詳細図面や構造計算書の作成等、遊具等の整備に必要な設計図書を作成すること。

(2) 遊戯施設

ア 主な対象者

6歳～12歳のすべての児童

(参考：令和8年4月1日現在のみつば小学校の児童数456名)

イ 遊具の種類

遊具については、様々な年齢の児童が遊べ、且つ子どもの運動能力や創造力など様々な能力の成長につながるものを選定するものとする。

ウ 配慮すべき事項

- ① 遊具の安全に関する規準（J P F A - S P - S : 2 0 2 4）」（一般社団法人日本公園施設業協会）に適合又はこの規準に準じて安全性に配慮した遊具であること。基準に準ずる場合、必要とする安全性を証する項目一覧と、製品の性能を証明できるものを併せて提出すること（工事着手前と完了時）。
- ② 製造物責任法（平成6年法律第85号）に対応する保険に加入すること。
- ③ 遊具は遊びの特性や安全性に配慮し、例えば活動的な遊びと静的な遊び、休息・交流といった区分による整備を行うこと。
- ④ 様々な遊びの要素や幅広い難易度、多人数又は一人遊びが好きなど、多様な特性のある利用者が、自分のスタイルに合わせて遊びが選択できるような遊具を提案すること。
- ⑤ 「みつば」がイメージできるようなデザインを取り入れること。
- ⑥ うんていのようなぶら下がりができるもの、ロープを使つての登坂できるものがあることが望ましい。
- ⑦ 遊具については、将来的な維持管理と耐用年数を考慮したものであることが望ましい。

エ 遊戯施設周辺の安全配慮（加点評価対象）

- ① 遊戯施設周辺（安全領域内を除く）については、安全面に配慮した提案を行うこと。また、安全領域内については、遊具の落下高さに応じ、クッションフロアを設置するなど安全面に対する配慮が検討されていること。
- ② 遊具周辺及び安全領域内において安全面に配慮した提案を行う際には、安全性、耐候性、耐久性、衛生面等に配慮した素材を選定すること。
- ③ 既存の遊具が近接しているため、安全領域も考慮すること。

(3) 敷地整備

ア 本業務の主たる履行場所は、8 提供資料(1) 案内図、配置図の遊具設置予定箇所となるが、みつば小学校敷地内の既存の遊具等を活用した企画提案も可とする。

イ 既存の遊具エリアとの一体感、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮して提案すること。

ウ 本工事の実施にあたり、既存遊具の移設がある場合や、敷地の整地等についても本業務に含む。

6 施工条件

(1) 契約期間

契約締結日から令和9年2月16日（火）まで

(2) 施工時間帯

関係機関との協議による。

(3) 契約上の留意事項

受注者は、契約締結日から60日以内に実施設計を完了させ、その内容（構造計算を含む。）について報告書を作成し、発注者の承諾を得た上で、現場の施工に着手すること。

(4) 共通仕様書等

受注者は本業務の施工に当たって、公告日における最新の「土木工事共通仕様書（愛知県建設局）」等及び関係法令に基づき、履行すること。

(5) 建設副産物

本業務で発生する建設副産物については、建設工事に関わる資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）を遵守し、適正に処分すること。

(6) 施工時の管理方法（写真等の記録、出来高管理について）

ア 工事の施工の実施に当たっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を徹底すること。

イ 受注者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員に連絡し、材料の検収を行うこと。

ウ 工事完成写真作成の際は、工程ごとに各段階（着手前、施工状況、出来高管理、完成、その他）に整理し、過程が容易に把握できるようにすること。

エ 土木工事施工管理基準に基づき、出来高管理成果表・品質管理成果表を作成すること。

オ 遊具等の製作工場における品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚測定等）及び竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。

カ 構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。

キ 工事に伴い、周辺の既施設等を破損した場合は、発注者に報告後、受注者により補修等を行うこと。

(7) オープニングセレモニーの協力

施設の供用開始に合わせてオープニングセレモニーを実施する場合、資料作成や準備に協力すること。

7 提出書類

(1) 契約締結時

ア 設計図書・仕様書

- イ 現場代理人等通知書
- ウ 現場代理人等経歴書及び証明書
- エ 請負代金内訳書

(2) 契約後すみやかに

- ア 建設工事保険証書の写し
- イ 施工計画書（工事工程表含む）
- ウ 使用資材一覧表（材料承認）
- エ 施工体制台帳
- オ 施工体系図
- カ 再生資源利用計画書
- キ 再生資源利用促進計画書
- ク 特定建設作業実施届出書の写し
- ケ 登録内容確認書の写し（CORINS）
- コ 建設業退職金共済掛金収納書
- サ その他発注者が必要とする書類

(3) 工事中

- ア 前払金請求書及び保証証書
- イ 工事報告書（工事進捗状況）
- ウ 各種品質証明書
- エ 材料試験結果報告書
- オ 各種試験結果報告書
- カ 各種施工図
- キ その他発注者が必要とする書類

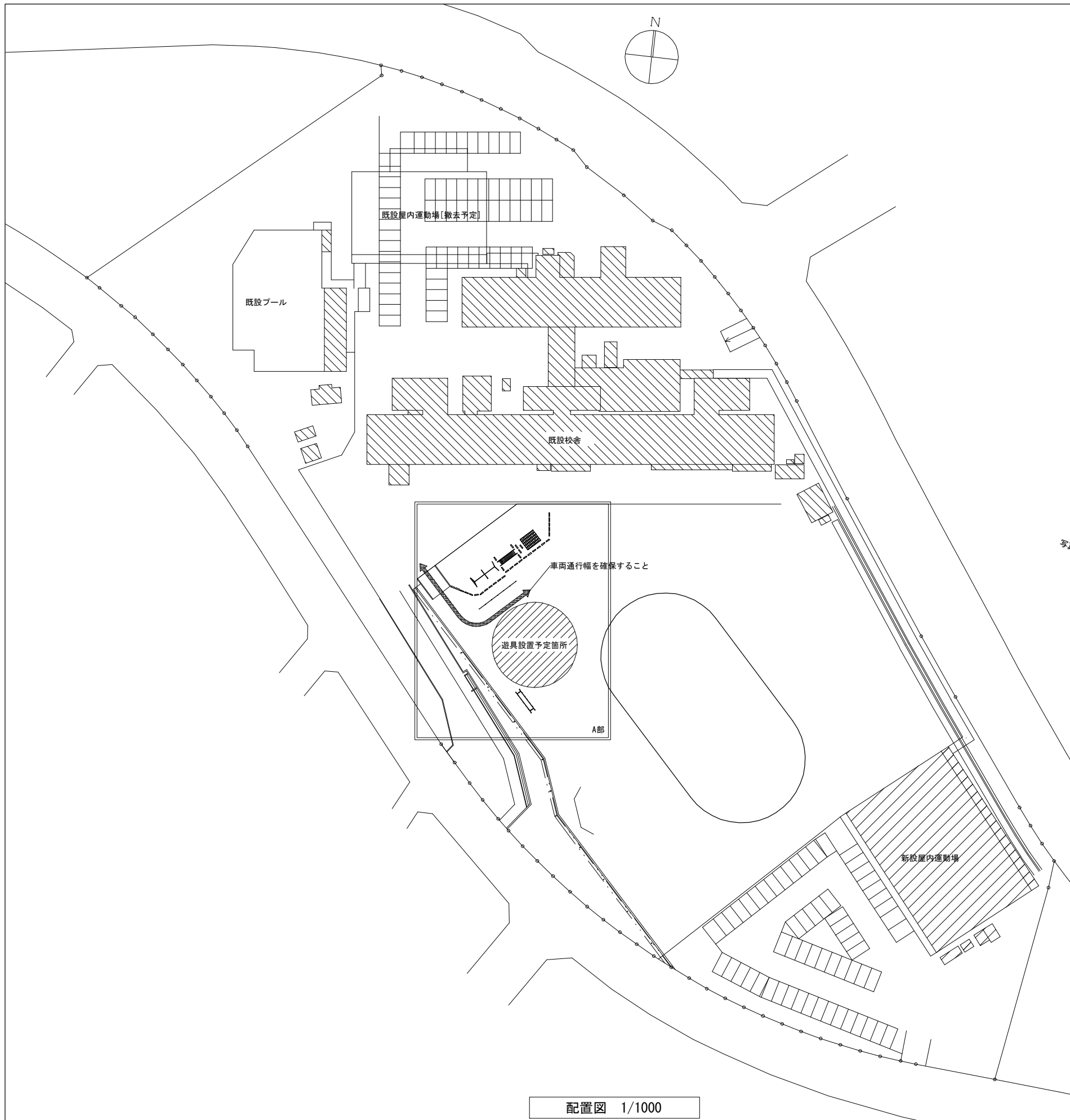
(4) 完成検査時

- ア 完了届
- イ 社内検査報告書
- ウ 出来形図
- エ 出来形調書
- オ 品質管理調書
- カ 再生資源利用実施書
- キ 再生資源利用促進実施書
- ク 発生材マニフェスト
- ケ マニフェスト集計表
- コ 官公署届出書類の写し
- サ 工事記録写真（瀬戸市デジタル写真管理実施基準による）
- シ 竣工写真（カラーサービス版程度）
- ス 竣工図（A3版）

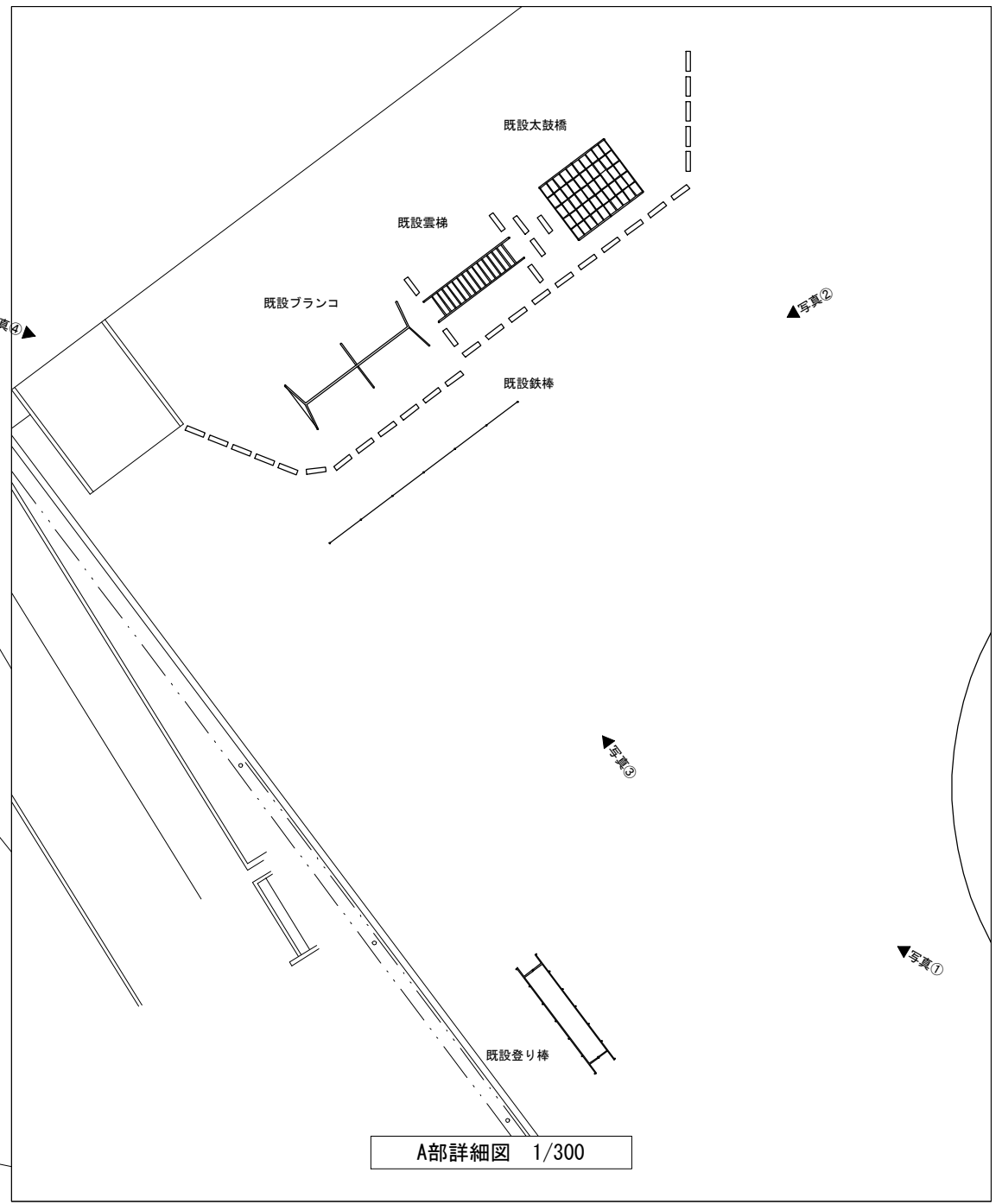
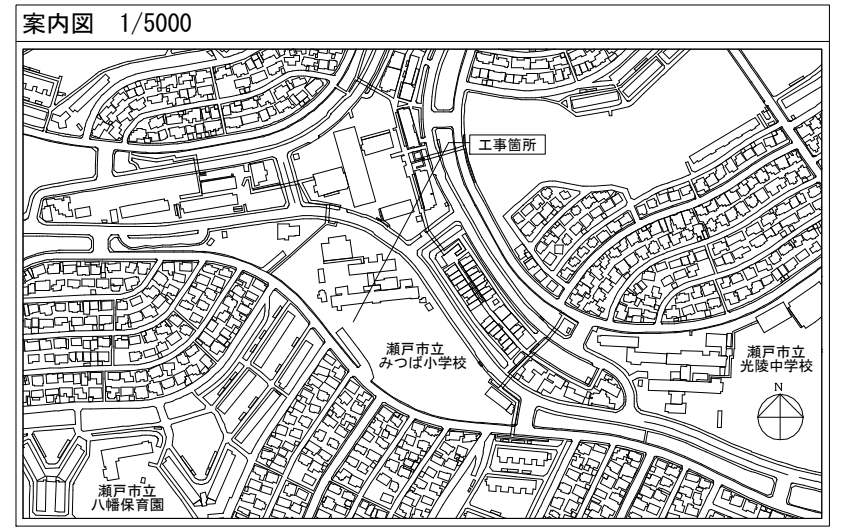
- セ 各種品質管理及び保証書
- ソ 機器取扱説明書
- タ 製品出荷証明書
- チ 登録内容確認書の写し (CORINS)
- ツ 安全管理記録 (提示)
- テ その他発注者が必要とする書類

8 提供資料

- (1) 案内図、配置図
- (2) その他必要と判断した資料



配置図 1/1000



A部詳細図 1/300

※遊具の位置は確定測量したものではないため、およその参考とすること。

瀬戸市教育部教育政策課

瀬戸市追分町64番地の1
電話 0561-82-7111

縮尺
1/300, 1000, 5000 (A3)

製図
202605

担当

検図

工事名 みつば小学校複合遊具設置業務

図面名称 案内図、配置図、詳細図

図面番号